別表３　第１号様式別紙１

神奈川県ＥＶ普通充電設備整備費補助金事業計画書

１　補助事業の概要（該当する□に「✓」を記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者氏名  （法人又は管理組合の場合は名称） |  |
| 設置先施設の名称 |  |
| 設置先施設の所在地 |  |
| 設備を整備する土地の使用権原の確認 | □　補助事業者のみが所有者である土地  □　借地又は補助事業者以外の所有者がいる土地（土地の使用権原を有する者から第３号補助事業に係る許諾を得ている。） |
| 設備を整備する土地の所有者  （補助事業者以外の土地の所有者がいる場合のみ記載） |  |

２　設置先施設について（該当する□に「✓」を記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | □　分譲　　　□　賃貸 | |
| 建物の区分所有権を有する住民の合意  （種別が分譲の場合） | □　住民総会又は理事会でＥＶ普通充電設備を５年以上設置する  ことに合意を得て補助事業を行う。 | |
| 上記合意の日 | 年　　　月　　　日 |

(1) 共同住宅等の場合

(2) 運送事業所等、その他の事業所、又は月極駐車場の場合

|  |  |
| --- | --- |
| □　運送事業所等 | □　バス　　　　　□　タクシー　　　□　トラック  □　軽トラック　　□　レンタカー |
| □　その他の  事業所 | □　事業所の従業員以外の者に使用させるために整備する設備ではない。  □　設備を整備する駐車場は、県内に位置する。 |
| □　月極駐車場 | □　駐車場所有者専用の設備ではない。 |

(3) 宿泊施設、大規模小売店舗、又は観光施設等の場合

|  |  |
| --- | --- |
| □　宿泊施設　　　□　大規模小売店舗　　　□　観光施設等 | |
| 設置先施設の主な事業内容 |  |

３　リースで整備する場合の補助金相当額の還元方法（該当する□に「✓」を記載）

|  |
| --- |
| □　リース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額を減額  □　補助金相当額を現金で支払  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

４　設備の概要（該当する□に「✓」を記載）

　　神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱　別表３を「要綱別表３」と記しています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＥＶ普通充電設備 | 設備の区分 | □　普通充電設備　　　□　充電用コンセントスタンド  □　充電用コンセント | |
| メーカー名 | |  |
| 型式 | |  |
| 設置する設備の条件 | 上記の設備は要綱別表３に定める条件を全て満たす設備である。 | | □　はい　　　□　いいえ |

５　補助金交付申請額の算出（該当する□に「✓」を記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請区分 | □　設備費及び設置工事費  □　設備費のみ | |
| 国の補助金等との併用 | □　有　　　□　無 | |
| 次のいずれかの関係にある会社からの調達の有無  (1) 補助事業者自身  (2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業  (3) 補助事業者の関係会社（前号以外） | （設備費）　　　□　有　　□　無  （設置工事費）　□　有　　□　無 | |
| 補助対象経費**（Ａ）**  ※値引後の金額で消費税及び地方消費税相当額を除く。 | | 円 |
| （うち、設備費）  ※ＥＶ普通充電設備の本体価格。ブレーカーその他の部材費を除く。 | | 円 |
| （うち、設置工事費）  ※ブレーカーその他の部材費を含む。 | | 円 |
| 充電用コンセントを整備する場合は、その補助対象経費に  ３分の１を乗じた額（**Ｂ**＝Ａ／３）（１円未満を切捨て）  ※普通充電設備・充電用コンセントスタンドに係る補助対象経費については算出不要 | | 円 |
| 補助上限額**（Ｃ）** | | 円 |
| （うち、普通充電設備・充電用コンセントスタンド）  ※１基当たりの補助上限額：150,000円 | 基 | 円 |
| （うち、充電用コンセント）  ※１基当たりの補助上限額：100,000円 | 基 | 円 |
| 国の補助金等の金額（Ｄ）  ※設置工事費を申請しない場合は、設備費に対する補助金等の額 | | 円 |
| 補助対象経費（Ａ）から国の補助金等の金額（Ｄ）を控除した額**（Ｅ**＝Ａ－Ｄ**）** | | 円 |
| 補助金交付申請額（千円未満を切捨て）  ※普通充電設備又は充電用コンセントスタンドを整備する場合は、**（Ａ）**、**（Ｃ）**又は**（Ｅ）**のいずれか低い額  ※充電用コンセントを整備する場合は、**（Ｂ）**、**（Ｃ）**又は**（Ｅ）**のいずれか低い額 | | 円 |